

2022 年 11 月 17 日

岡安商事株式会社
代表取締役社長 杉本良隆
大阪府中央区北浜 2-3-8
近畿財務局長（金商）第 304 号
金融先物取引業協会会員
日本証券業協会加入

弊社に対する東京金融取引所の処分について

各位

平素は格別のお引き立てにあずかり厚く御礼申し上げます。

弊社は、先般、近畿財務局及び農林水産省、経済産業省より行政処分を受けておりますが、先般来弊社ホームページ等で予めお知らせ致しておりますとおり、当該内容に関連する事案につきまして、東京金融取引所より、取引参加者規程等に基づく処分の通知を受けました。

同様の処分又は制裁、勧告を今後も他取引所等、弊社が所属している団体から受ける場合もございます。

本件に関連する事案に関しまして、お客様をはじめ関係者のみなさまに大変なご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

処分の内容につきましては下記の通りとなります。経営陣ならびに社員一同が一丸となり、みなさまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

なにとぞご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 処分事由

- (1) 2010 年 8 月 30 日から 2022 年 2 月 28 日までの間、弊社が自己資本規制比率を本来の数値よりも向上させ、実態と異なる自己資本規制比率を算出したことにより、
 - ①当該期間の一部において、取引参加者規程第 56 条及び業務方法書第 14 条の 4 に定める報告を行わなかったこと、
 - ②当該期間において、取引参加者規程第 57 条及び業務方法書第 14 条の 5 に定める財務報告にて、実態と異なる自己資本規制比率を報告していたこと。
- (2) 2022 年 6 月 24 日に、近畿財務局より法令等に違反したことを理由として行政処分を受けたこと。

以上（１）の状況は、取引参加者規程第 61 条第 1 項第 7 号及び業務方法書第 15 条の 2 第 1 項第 7 号に、（２）の状況は、取引参加者規程第 61 条第 1 項第 9 号及び業務方法書第 15 条の 2 第 1 項第 9 号の規定に該当すると認められました。

加えて、弊社は、当該期間中である 2019 年 1 月 1 日に株価指数証拠金取引資格を取得していますが、当該資格取得申請にあたって提出した自己資本規制比率が、実態と異なるものでした。

2. 処分の根拠

取引参加者規程第 61 条第 1 項第 7 号及び第 9 号
業務方法書第 15 条の 2 第 1 項第 7 号及び第 9 号

3. 処分内容

過怠金 3, 000 万円の賦課

加えて、取引参加者規程第 58 条第 1 項第 1 号及び業務方法書第 14 条の 6 第 1 項第 1 号の規定に基づき、業務改善報告書の提出を求められております。

以上

◎お問い合わせ先（平日 9：00－17：30）

岡安商事株式会社 本社 管理部 0120-346-492

東京本部管理部 0120-182-461